

障害福祉サービスと介護保険サービスの適応関係

- ①障害福祉サービスの支給決定を受けている者が介護保険対象となった時に優先されるサービス
 ②すでに介護保険適用年齢等の者が新たに障害福祉サービスの利用を希望した場合の適用

| | 障害福祉サービス名 | ①優先 | ②申請時の年齢 | | 介護保険サービス名 |
|----|----------------------------|-----|--------------------|------------|-----------|
| | | | 40～64 歳 (16 疾病) | 65 歳以 上 | |
| 1 | 居宅介護、重度訪問介護、 重度障害者等包括支援 | 介護 | × | × | 訪問介護 |
| 2 | 行動援護 | 障害 | ○ | ○ | |
| 3 | 同行援護 | 障害 | ○ | ○ | |
| 4 | 短期入所 | 介護 | × | × | 短期入所 |
| 5 | 計画相談支援 | 介護 | △ | △ | 居宅介護支援 |
| 6 | 地域移行支援・地域定着支援 | 障害 | ○ | ○ | |
| 7 | 療養介護 | | ○ | × | |
| 8 | 生活介護 | 介護 | △ | × | 通所介護 |
| 9 | 自立訓練（機能訓練） | 障害 | ○ | ○ | |
| 10 | 自立訓練（生活訓練） | 障害 | ○ | ○ | |
| 11 | 就労移行支援（一般型） | 障害 | ○ | ○ | |
| 12 | 就労移行支援（資格取得型） | 障害 | ○ | ○ | |
| 13 | 就労継続支援（A型） | 障害 | ○ | ○ | |
| 14 | 就労継続支援（B型） | 障害 | ○ | ○ | |
| 15 | 施設入所支援 | | ○ | ○ | |
| 16 | 共同生活援助 | | ○ | 身× 知・精○ | |
| 17 | 宿泊型自立訓練 | 障害 | ○ | × | |

※基本的な考え方

サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、介護保険優先であるが、障害特性等により区が認めた場合、利用可能な場合がある。

（参考：平成 19 年 3 月 28 日厚労省通知 平成 27 年 2 月 18 日厚労省事務連絡）

※その他の取扱い

(1)障害福祉サービスを上乗せできる場合

障害特性等により区が認めた場合、利用可能な場合がある。

(2)介護扶助費と障害福祉サービス

- ・介護扶助費は生活保護法による扶助費の 1 つであるため、同法における他法優先が適用される。
- ・40～64 歳の生活保護受給者は介護保険が適用されないため、介護保険による給付ではなく、介護扶助費となる。
- ・40～64 歳の介護扶助対象者で総合支援法に規定された障害者等は、基本的に障害福祉サービスが優先となる。ただし障害福祉サービスで提供できないサービスについては介護扶助費が支給される場合がある。